

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	公益財団法人大阪府育英会	監査（検査） 実施年月日	委員 平成一年一月一日 事務局 平成24年10月30日から 平成24年10月31日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	出納その他の事務
指摘事項 公益財団法人大阪府育英会における事務決裁手続及び規程類の整備状況について確認した結果、規程を遵守していない事案及び規程の改訂がされていない事案があった。			
指摘事項の内容等 1 概要 公益財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）における事務決裁手続及び規程類の整備状況について確認した結果、以下のような不備及び改善すべき点があった。 (1) 公益財団法人大阪府育英会奨学金（以下「奨学金」という。）の返還猶予及び返還方法の承認手続について 「公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程」（以下「事務局処務規程」という。）によれば、奨学金の返還猶予に関することは専務理事の専決事項とされている。現在、法人では専務理事の職位は不在であるが、事務局処務規程において専務理事が不在の場合は、事務局長がその事項を代決することができることとされていることから、実質的には事務局長に決定権限が付与されている。 しかしながら、奨学金の返還猶予の承認に関する伺書を確認したところ、業務部長兼滞納ゼロ作戦室室長までの承認しか得ていなかった。これについては、他の返還猶予案件も同様の扱いになっている。 さらに、「返還方法の変更取扱要領」（以下「取扱要領」という。）において、返還方法の変更願の承認は理事長が行うこととされているが、返還方法変更の伺書を確認したところ、これについても業務部長兼滞納ゼロ作戦室室長までの承認しか得ていなかった。 (2) 大阪府への報告資料に係る法人内の承認手続について 法人の大阪府からの借入金のうち、高等学校等奨学金事業交付金（独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が大阪府に対して全額交付するもの）については、大阪府が毎年度機構に対し、当該年度の貸与総額や返還額等を報告しているが、当該報告に係る金額は法人が確認し、大阪府へ報告している。 当該書類について確認したところ、大阪府への報告に際し、法人内における決裁がなされていなかった。当該書類については、従来より何ら決裁されず大阪府へ提出されている状況である。 (3) 「公益財団法人大阪府育英会奨学金等債権管理規程」（以下「債権管理規程」という。）等の新設に伴う関連諸規程の整備について 法人の貸付債権に関する債権管理規程等の作成に伴い、以下のような債権の「償却」措置が新設されている。			

「公益財団法人大阪府育英会奨学金等債権管理規程施行細則」

第7条 実質破綻先に該当する債務者等に対しては、第5条及び前条に準じ、返還の督促等を行った上、その資力等の状況により回収することが困難又は不適當であると認められる場合は、当該債権を償却することができる。

償却手続を行う場合、減免措置と同様、理事長承認が想定されるが、現状、事務局処務規程が改訂されていないため、規程上、明確になっていない。

2 課題

法人内の承認手続は、諸規程類を遵守の上、なされなければならない。また、新設された措置に伴う手続の追加があった場合は速やかに関連規程を改訂することが必要である。

上記(1)については、奨学金の回収に影響を及ぼす内容については、特に慎重に判断を行う必要があるため、奨学金の返還猶予については、事務局処務規程に則り事務局長までの承認、返還方法の変更については、取扱要領に則り理事長までの承認がそれぞれ必要である。

また、上記(2)については、大阪府からの照会に応じて法人として提出する書類であり、事務局処務規程に則り、手続を行う必要がある。

さらに、上記(3)については、債権の償却手続については、平成24年度より新設された措置であり、監査時点で償却事案は発生していないが、手続を明確化するためにも早急に事務局処務規程を改訂すべきである。

(参考)

「公益財団法人大阪府育英会事務局処務規程」

(専務理事の専決事項)

第7条 専務理事が専決できる事項は、次のとおりとする。

(4) 返還の猶予及び返還金の減免に関すること。

(事務局長の専決事項)

第8条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の遂行で、定例的かつ軽易なものの企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な通知、照会その他の往復文及び証明に関すること。
- (3) 臨時職員の任命及び給与の決定に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務、出張、休暇、欠勤その他服務に関すること。
- (5) 手当の認定及び定例的な給料、旅費その他の給与の支給に関すること。
- (6) 財産の保管に関すること。
- (7) 物品並びに固定資産の購入、修繕に関すること。
- (8) 物品の保管に関すること。
- (9) 文書の保存に関すること。
- (10) 前各号に準ずる事項に関すること。

(決裁事項及び専決事項の代決)

第10条2 専務理事の専決できる事項について、専務理事不在のときは、事務局長がその事項を代決することができる。

「返還方法の変更取扱要領」

(変更願の承認)

第6 育英会は、前条により提出された願書を審査し、理事長が承認する。